

農業者・取組実施者向け

肥料価格高騰対策事業 参加農業者の皆様へ

令和 5 年 5 月 1 日
福島県担い手育成総合支援協議会
(福島県環境保全農業課内)

肥料価格高騰対策事業に申請される際に、農業者の皆様が必要となる注文票や化学肥料低減計画書等についての注意事項等を下記のとおり取りまとめましたので、参考にして、書類作成や取組実施者への書類提出を行ってください。

円滑な事業運営に御協力をお願いします。

1 事業の概要

(1) 支援対象となる肥料について

- ① 肥料法（肥料の品質の確保等に関する法律）に基づく肥料
(化学肥料に限定していません。土壌改良資材等は対象になりません。)
- ② 令和4年6月～令和5年5月に購入した肥料

(2) 取組実施者の要件

- ① 農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等に該当すること
- ② 参加農業者は5人以上
- ③ 代表者が定められている
- ④ 定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程が定められていること

(3) 市町村等の独自補助金との調整について

肥料価格高騰対策事業以外に市町村等から同様の補助金が交付されている場合は、支援額の調整が必要になります。

(4) 支援金の支払い方法について

協議会から取組実施者への支払いは口座による振込になります。
参加農業者への支払いは、取組実施者から口座による振込を基本としています。
支払方法等については、取組実施者と御相談ください。

(5) 事業実績報告等について

- | | |
|----------------------|-----------|
| ①取組実績報告（※取組実施者が作成） | 令和5年10月予定 |
| ②中間報告（業務方法書参考様式6号） | 令和5年12月予定 |
| ③取組実施報告（業務方法書参考様式6号） | 令和6年10月予定 |
| ④抽出検査 | 令和6年11月予定 |

2 申請について

(1) 申請期間

(秋肥分) 令和5年5月1日(火)～6月末(目安)

(春肥分) 令和5年5月1日(火)～8月31日(木)

※1 取組実施者(農業者グループ)→申請窓口へ提出【必着】

ただし、申請書類に不備等があった場合、支払いが遅れる場合があります。

(その他)

取組実施者が農業者から提出してもらう書類(注文票や化学肥料低減計画書等)の受付開始日や締切日は各取組実施者において設定してください。

(2) 申請者について

取組実施者(農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事)が取りまとめて申請することになりますので、お取引のある農協や肥料販売店等に御相談ください。

(農業者団体として申請することも可能です。)

(3) 複数の取組実施者から申請者する場合

同じ肥料費を重複して申請することは出来ません。

複数の取組実施者から申請する場合は、必ず取組実施者にその旨を報告してください。

2 参加農業者が作成及び提出する書類について

(1) 農業者が作成及び提出する書類

1 申請書類 （作成提出が必要な書類）	
④	化学肥料低減計画書（業務方法書【参考様式2号】） ※ 化学肥料低減に取り組む品目（作付概要に記載の品目）の作付面積の過半で2割低減を大幅に超える取組により申請する場合は、取組を証明の写し（添付）を添付してください。
2 添付書類 （提出が必要になる書類）	
①	所要額の算出根拠となる証拠書類 A [予約注文したもの] <u>注文票+請求書</u> 又は <u>注文書+領収書</u> B [当用買いしたもの] <u>請求書</u> 又は <u>領収書（レシートでも可）</u> ※ 領収書(レシート)で肥料の名称等が判断できない場合は肥料袋の <u>写真(表・裏)</u> を添付すること。
②	化学肥料の2割低減を大幅に超える取組の証明書（写し）※（該当者のみ）
③	その他（取組実施者が必要とする書類等） （例：販売農家である証明書類）

※ 1、2の書類は、取組実施者の指示に従って、申請を行う取組実施者（農業者グループ：取引のある農協や肥料販売店等）へ提出してください。

「化学肥料の2割低減を大幅に超える取組及び証明書類」

取組名	証明書類（添付書類）
有機 JAS 認証取得者 【記載方法：(有機)】	<u>直近の認証書の写し</u>
特別栽培 農産物認証(県認証)・表示制度 認証取得者 【記載方法：(特裁)】	<u>直近の認証通知書の写し</u>
環境保全型農業直接支払交付金取組者 【記載方法：環境直払】	<u>直近の営農活動実績報告書※の写し</u> （団体が市町村に提出する書類） ※環境保全型農業直接支払交付金実施要領 <u>共通様式第6号+添付様式6</u> 又は <u>様式12号+添付様式12</u> ※実施状況報告書【環境保全型農業直接支払交付金実施要領 <u>様式第8号+添付様式8</u> 】で実績の確定としている場合は、実施状況報告書の写し。

※上記の内容以外で該当するものがある場合はご相談ください。

(2) 申請書類の作成について

「3 化学肥料低減の取組を行う方について（取組メニューの詳細等）」を参考に作成をお願いします。

なお、申請書類を取組実施者に提出する際には、別紙「化学肥料低減計画書の確認票」で記載漏れ等がないことを確認してください。

(3) 添付する書類について

ア **対象となる肥料**は「肥料の品質の確保等に関する法律」（肥料法）に基づく、肥料のみです。

肥料法に基づく登録肥料又は届出肥料であることを確認してください。

（※ 取引のあるJAや肥料販売店に確認してください。）

イ 領収書やレシートで肥料の名称等が判断できない場合は肥料袋の写真（表・裏）を添付してください。

ウ 添付書類については、取組実施者において独自様式などを使用する場合がありますので、お取引のある農協や肥料販売店へご確認をお願いします。

エ 農畜産物の販売実績が分かる書類

（例）直近の販売伝票、売上傳票 等

※取組実施者が確認出来るものであれば、構いません。

(4) 市町村等の独自補助金との調整について

肥料価格高騰対策事業以外に市町村等から同様の補助金が交付されている場合は、支援額の調整が必要になります。（国Q&A問5-8のとおり）

市町村等から下記に該当する事業による補助を受けている場合は、取組実施者にその旨を必ず報告してください。

【調整の対象となる事業】

肥料価格高騰対策事業における肥料高騰分

（国が示す価格上昇率を基に計算）の3割を超える事業

（支援金の調整対象外の事業）

○営農面積当たりの定額を支援する補助事業

○農業・肥料・資材費等をまとめて支援する補助事業

（個別の経費の色分けができないもの）

3 化学肥料低減の取組を行う方について（取組メニューの詳細等）

次のこと及び記入例を参考にして、化学肥料低減計画書を作成してください。

(1) 作付概要の書き方

作付概要の欄には、支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占める代表的な作物又は作付面積上位の2品目（代表的な作物がない場合）を記載してください。それ以外はその他として作付する全面積を記載します。

(2) 化学肥料低減の取組について

ア 化学肥料の低減に向けた取組は「作付概要」に記載した作物で実施してください。

イ 「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

① 2つ以上に○が付けばOKです。

② これまで既に取り組んでいるものもカウントできます

（その場合、1つ以上は、新しい取組又は従来の取組の強化・拡大（「◎」で記入）を含むようにしてください。）

③ 1つの取組を2つの取組としてカウントすることはできませんので御注意ください。

（例）有機質肥料（キ）と低成分肥料（コ）の両方の特徴を持つ肥料を使用する。

→「キ及びコの両方に○はつけられません」

【参考：国Q&A問4-12】

有機質肥料と低成分肥料の両方の特徴を持つ肥料のように、1つの取組を2つの取組としてカウントしてよいか。

（答）

1つの取組で複数の取組に該当する場合には、該当する取組のうちいずれか1つの取組として計画を作成してください。（2つの取組としてカウントすることはできません。）

(3) 各取組メニューの取組例について

表1に取組例等を整理しましたので参考にしてください。

※ 本事業に取組む農業者で保管が必要な書類については、今後、国で定める予定となっています。

(4) 既に化学肥料を大幅に低減されている方について

化学肥料低減に取り組む品目（作付概要に記載の品目）の作付面積の過半で以下の取組を実施していれば、既に2割低減を大幅に超える対応を行っていることを証明（添付）することで取組要件を満たしているものとされます。（取組メニューへの○の記入はいりません。）

（記載等方法）

① 化学肥料低減計画書の作物概要欄に、「水稻（有機）」や「トマト（特裁）」「水稻（環境直払）」等、取り組んでいる品目及び()内に取り組み名を記載してください。

② 取組メニュー欄には○つけをせず、空欄にしてください。

③ 添付書類として、上記証拠書類を化学肥料低減計画書につけてください。

化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

秋用肥料	春用肥料	年間

注: 該当するものに○を付けること

氏名(法人・組織名)	
住所	
電話番号	

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
 2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

複数の取組実施者(農業者グループ)に対して、同じ肥料費分を重複して申請しません。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

化学肥料低減実施報告書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

秋用肥料	春用肥料

注: 該当するものに〇をつけること

氏名 (法人・組織名)

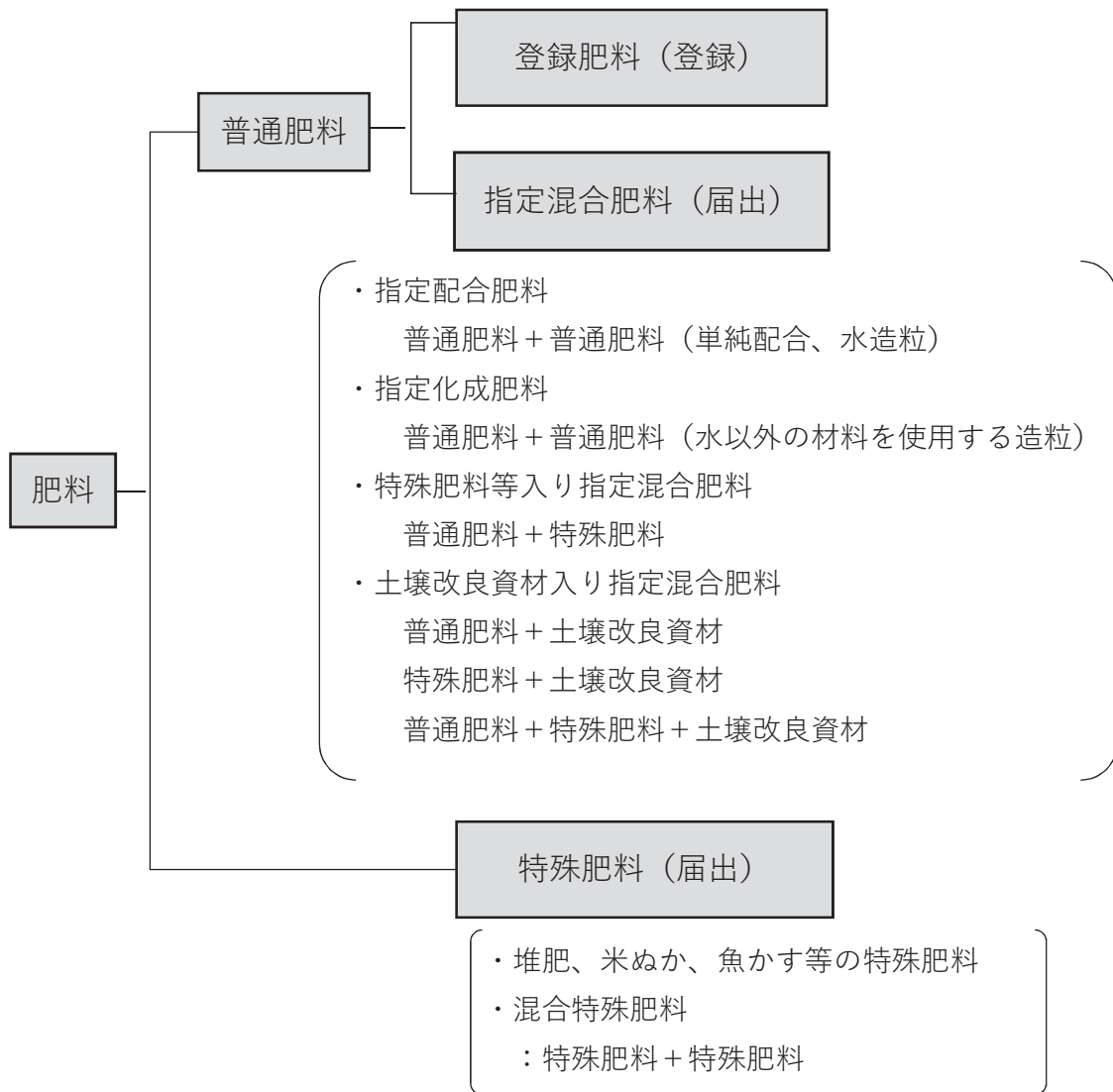
住所

電話番号

1. 実施する(してきた)取組メニューに「〇」を付してください。
 2. 「今後の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	令和4年度又は 令和5年度の取組	今後の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等を含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、 灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの 施肥量・肥料銘柄の見直し (ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		
総取組面積	〇〇ha	〇〇ha

参考 「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく肥料の分類



参考：「新たな肥料の配合ルール等について」（令和3年7月 農林水産省）

肥料価格高騰対策事業

※「農業者で保管が必要な書類」は今後、国が別に定める予定です。

表1 (参考) 化学肥料低減計画書の取組例について

取組メニュー	取組例	※(暫定)農業者で保管が必要な書類
ア 土壌診断による施肥設計	<p>土壌診断の結果に基づいた施肥を実施する。</p> <p>○土壌診断の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市販の簡易キットによる土壌診断 ・民間事業者を利用した土壌診断 <p>施設養液栽培の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養液や廃液の成分分析または定期的なpH、EC分析 <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌分析の項目は土壌診断に必要な内容としてください。 <p>(※前年度までに分析に取り組んでいるが、令和4年度又は令和5年度の取組として分析項目をリン酸、加里に特化して行う場合は、取組の強化として扱います。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌分析の点数は問いませんが、強化する場合は地点数を増やしてください。 	<p>・土壌診断を実施したことが分かる書類</p> <p>・土壌診断を基に施肥設計したことが分かる書類</p> <p>※土壌診断書類へのメモや作業日誌等、土壌診断の結果に基づいた施肥記録(作業日誌等)</p>
イ 生育診断による施肥設計	<p>生育診断の結果に基づいた施肥を実施する。</p> <p>○生育診断の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生育状況の計測 ・葉色板等カラーチャートによる計測 	<p>・生育診断したことが分かる書類</p> <p>・生育診断を基に施肥設計したことが分かる書類</p> <p>※生育診断書類へのメモや作業日誌等</p>
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	<p>(例)JA部会等で低減を目的とした施肥設計を取り決めて実施している場合</p> <p>※地域特認技術を選択した場合はウを選択できません。</p>	<p>実施していることが分かる書類。</p>
エ 堆肥の利用	<p>自給堆肥でも可能です。</p>	<p>施用したことが分かる書類</p> <p>※作業日誌(施用量を記載すること)や堆肥の購入明細、施肥したほ場の写真等</p>

取組メニュー	取組例	※農業者で保管が必要な書類
オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）	普通肥料として販売されていますので、販売店等に問い合わせてください。	施用したことが分かる書類 ※作業日誌(施用量を記載すること)や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等
カ 食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外）	普通肥料や特殊肥料として販売されていますので、販売店等に問い合わせください。	施用したことが分かる書類 ※作業日誌(施用量を記載すること)や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等
キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用	有機質肥料について 有機質原料が含まれている肥料であれば対象となります。有機質原料の含有量は問いません。（肥料の保証票等で確認してください。） ※有機質原料の割合が低い肥料から高い肥料に変更したい場合、取組の強化・拡大とみなせます。	施用したことが分かる書類 ※作業日誌(施用量を記載すること)や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等
ク 緑肥作物の利用	例：イタリアンライグラス等、緑肥の利用。	緑肥を利用したことが分かる書類 ※作業日誌や緑肥の購入明細、施肥したほ場の写真等
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">水稻の場合</div> （「例」現在の「ひとめぼれ」から「コシヒカリ」に切り替えて栽培（窒素成分を減肥） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">園芸の場合</div> ※「同一施肥条件で多収が認められた品種」は対象になります。 ※対象品種の面積拡大は、取組の強化に該当します。	品種を利用したことが分かる書類 ※営農計画書、購入伝票等 「同一施肥条件で多収が認められた品種」の場合、公的試験研究機関の試験結果等、同一施肥条件で多収であったことが分かる書類 ※福島県「普及に移す技術」、農研機構「成果情報」等
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用	低成分肥料については、国Q & A(問4-10)のとおりです。窒素以外のリン酸及び加里成分が少ない、いわゆるL型肥料のことです。成分含有量については問いません。 ※単肥配合は、土耕栽培、養液栽培ともに適用されます。	施用したことが分かる書類 ※作業日誌や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等

取組メニュー	取組例	※（暫定）農業者で保管が必要な書類
サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等も含む）	(例)施肥調整のできる田植機の利用 等	利用したことが分かる書類 ※作業日誌、写真、資産台帳（使用する機械を所有している場合）等
シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同じ施肥、灌注施肥等）の利用	(例)側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥 等 施肥養液栽培の場合 養液栽培は制限された根圏域に施肥するため、局所施肥に該当します。 (養液栽培例) 水耕（DFT、NFT等） 固形培地耕（ロックウール、ヤシガラ等）等	実施したことが分かる書類 ※作業日誌、写真、資産台帳（使用する機械を所有している場合）等
ス 育苗箱（ポット苗）		実施したことが分かる書類 ※作業日誌、写真等
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し	※ア～ス以外で該当するもの。 「化学肥料の使用量」（化学合成成分量の施用量）の低減かつ「コストの節減」の両方を満たすものが該当します。 (例)肥料A（窒素成分5%）から安い肥料B（窒素成分8%）に切り替える場合、肥料自体の窒素成分量は増えるが、肥料自体の使用量を減らし、施用するN成分量は見直し前以下に抑える。	見直したことが分かる書類 ※作業日誌等
ソ 地域特認技術	福島県では現在のところ地域特認は申請しない予定。 ※「稲わら施用」による肥料低減をウの取組として対応	

肥料価格高騰対策事業

※「農業者で保管が必要な書類」は今後、国が別に定める予定です。

表1 (参考) 化学肥料低減計画書の取組例について

取組メニュー	取組例	※(暫定)農業者で保管が必要な書類
ア 土壌診断による施肥設計	<p>土壌診断の結果に基づいた施肥を実施する。</p> <p>○土壌診断の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市販の簡易キットによる土壌診断 ・民間事業者を利用した土壌診断 <p>施設養液栽培の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養液や廃液の成分分析または定期的なpH、EC分析 <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌分析の項目は土壌診断に必要な内容としてください。 <p>(※前年度までに分析に取り組んでいるが、令和4年度又は令和5年度の取組として分析項目をリン酸、加里に特化して行う場合は、取組の強化として扱います。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌分析の点数は問いませんが、強化する場合は地点数を増やしてください。 	<p>・土壌診断を実施したことが分かる書類</p> <p>・土壌診断を基に施肥設計したことが分かる書類</p> <p>※土壌診断書類へのメモや作業日誌等、土壌診断の結果に基づいた施肥記録(作業日誌等)</p>
イ 生育診断による施肥設計	<p>生育診断の結果に基づいた施肥を実施する。</p> <p>○生育診断の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生育状況の計測 ・葉色板等カラーチャートによる計測 	<p>・生育診断したことが分かる書類</p> <p>・生育診断を基に施肥設計したことが分かる書類</p> <p>※生育診断書類へのメモや作業日誌等</p>
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	<p>(例)JA部会等で低減を目的とした施肥設計を取り決めて実施している場合</p> <p>※地域特認技術を選択した場合はウを選択できません。</p>	<p>実施していることが分かる書類。</p>
エ 堆肥の利用	<p>自給堆肥でも可能です。</p>	<p>施用したことが分かる書類</p> <p>※作業日誌(施用量を記載すること)や堆肥の購入明細、施肥したほ場の写真等</p>

取組メニュー	取組例	※農業者で保管が必要な書類
オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）	普通肥料として販売されていますので、販売店等に問い合わせてください。	施用したことが分かる書類 ※作業日誌(施用量を記載すること)や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等
カ 食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外）	普通肥料や特殊肥料として販売されていますので、販売店等に問い合わせください。	施用したことが分かる書類 ※作業日誌(施用量を記載すること)や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等
キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用	有機質肥料について 有機質原料が含まれている肥料であれば対象となります。有機質原料の含有量は問いません。（肥料の保証票等で確認してください。） ※有機質原料の割合が低い肥料から高い肥料に変更したい場合、取組の強化・拡大とみなせます。	施用したことが分かる書類 ※作業日誌(施用量を記載すること)や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等
ク 緑肥作物の利用	例：イタリアンライグラス等、緑肥の利用。	緑肥を利用したことが分かる書類 ※作業日誌や緑肥の購入明細、施肥したほ場の写真等
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">水稻の場合</div> （「例」現在の「ひとめぼれ」から「コシヒカリ」に切り替えて栽培（窒素成分を減肥） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">園芸の場合</div> （例） ※「同一施肥条件で多収が認められた品種」は対象になります。 ※対象品種の面積拡大は、取組の強化に該当します。	品種を利用したことが分かる書類 ※営農計画書、購入伝票等 「同一施肥条件で多収が認められた品種」の場合、公的試験研究機関の試験結果等、同一施肥条件で多収であったことが分かる書類 ※福島県「普及に移す技術」、農研機構「成果情報」、等
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用	低成分肥料については、国Q & A(問4-10) のとおりです。窒素以外のリン酸及び加里成分が少ない、いわゆるL型肥料のことです。成分含有量については問いません。 ※単肥配合は、土耕栽培、養液栽培ともに適用されます。	施用したことが分かる書類 ※作業日誌や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等

取組メニュー	取組例	※（暫定）農業者で保管が必要な書類
サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等も含む）	(例)施肥調整のできる田植機の利用 等	利用したことが分かる書類 ※作業日誌、写真、資産台帳（使用する機械を所有している場合）等
シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同じ施肥、灌注施肥等）の利用	(例)側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥 等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;">施肥養液栽培の場合</div> 養液栽培は制限された根圏域に施肥するため、局所施肥に該当します。 （養液栽培例） 水耕（DFT、NFT等） 固形培地耕（ロックウール、ヤシガラ等）等	実施したことが分かる書類 ※作業日誌、写真、資産台帳（使用する機械を所有している場合）等
ス 育苗箱（ポット苗）		実施したことが分かる書類 ※作業日誌、写真等
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し	※ア～ス以外で該当するもの。 「化学肥料の使用量」（化学合成成分量の施用量）の低減かつ「コストの節減」の両方を満たすものが該当します。 (例)肥料A（窒素成分5%）から安い肥料B（窒素成分8%）に切り替える場合、肥料自体の窒素成分量は増えるが、肥料自体の使用量を減らし、施用するN成分量は見直し前以下に抑える。	見直したことが分かる書類 ※作業日誌等
ソ 地域特認技術	福島県では「稲わら施用」による肥料低減を予定（農政局と調整中）。 ※但し、ウの取組との重複は出来ません。	

【記載例】秋肥申請分(野菜)

参考様式第2号

化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積(ha)
トマト	2
その他	3
計	5

作物名は、支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占める代表的な作物又は作付面積上位の2品目(代表的な作物がない場合)を記載してください。それ以外はその他として面積を記載します。

秋用肥料	春用肥料	年間
○		

注:該当するものに○を付けること

取組実施者名と参加農家の番号を記入してください。(番号は取組実施者に確認してください)

株式会社○○肥料	1
----------	---

氏名(法人・組織名) 郡山 花子

住所 郡山市○○町2-○

電話番号 024-999-XXXX

取組メニューが2つ以上必要です。そのうち「◎」で記入を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	◎
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用	○	○
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。
 ・2つ以上に○が付けばOKです。
 ・これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組又は従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

- 令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
 - 複数の取組実施者(農業者グループ)に対して、同じ肥料費分を重複して申請しません。
- ※チェック欄にチェックした上で署名してください。

内容を確認の上、チェックしてください。

氏名(自署) 郡山 花子

肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

【記載例】秋肥申請分(水稻)

参考様式第2号

化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積(ha)
水稻	12
その他	3
計	15

秋用肥料	春用肥料	年間
○		

注: 該当するものに○を付けること

株式会社○○肥料	1
氏名(法人・組織名) 郡山 花子	
住所 郡山市○○町2-○	
電話番号 024-999-XXXX	

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		○
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

複数の取組実施者(農業者グループ)に対して、同じ肥料費分を重複して申請しません。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) 郡山 花子

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

【記載例】秋肥申請分(大幅な削減をしている場合)

参考様式第2号

化学肥料低減計画書

秋用肥料	春用肥料	年間
○		

注: 該当するものに○を付けること

作付概要

作物名	作付面積(ha)
水稻 (有機栽培)	12
その他	3
計	15

株式会社○○肥料	1
----------	---

化学肥料低減に取り組む品目(作付概要に記載の品目)の作付面積の過半で大幅な低減をしていること。

作物名と(取組内容)を記載してください。
※慣行栽培はその他に含めて記載してください。

氏名(法人・組織名) 郡山 花子
 住所 郡山市○○町2-○
 電話番号 024-999-XXXX

取組メニューが2つ以上必要です。そのうち

大幅な削減をしている取組の証明書類を添付してください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

取組メニュー欄は空欄のまま。

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。



令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。



複数の取組実施者(農業者グループ)に対して、同じ肥料費分を重複して申請しません。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) 郡山 花子

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

(別紙)

化学肥料低減計画書の確認票

※申し込む前に、次の項目が整理されているか確認を行いましょう。

確認項目	チェック欄
① 氏名・住所・連絡先について（右上の欄） （※取組実施者名・農家番号は取組実施者が記入する場合は空欄でも良い）	<input type="checkbox"/>
② 申請区分について（右上の欄） 右上の欄「秋用肥料」又は「春用肥料」のチェック欄に○がついている。	<input type="checkbox"/>
③ 作付概要について（左上の欄） 作物名は、支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占める代表的な作物又は作付面積上位の2品目（代表的な作物がない場合）を記載している。それ以外はその他として作付全面積を記載している。	<input type="checkbox"/>
合計欄を記載している。	<input type="checkbox"/>
④ 取組メニューについて 「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるもの2つ以上に○を記入している。これまで既に取り組んでいるものについては、従来の取組の強化・拡大として1つ以上は◎を記入している。	<input type="checkbox"/>
（大幅な低減に取り組む場合） （有機JAS認証、特別栽培農産物(県認証)、環境保全型農業直接支払交付金取組者等）	<input type="checkbox"/>
作付概要の作物の過半で大幅な低減を行っている。	<input type="checkbox"/>
作付概要の欄に「（有機）、（特裁）、（環境直払）」を記入している。	<input type="checkbox"/>
取組メニュー欄は空欄である。	<input type="checkbox"/>
既に大幅な低減を行っていること(有機JAS認証、特別栽培農産物(県認証)、環境保全型農業直接支払交付金事業)を証明する書類が付いている。	<input type="checkbox"/>
⑥ 申請に関する確約について（下部の欄） 内容を確認の上、チェック欄2か所に✓を入れている。	<input type="checkbox"/>
氏名を自署している。	<input type="checkbox"/>